

産業雇用安定助成金

企業の事業活動を促進し雇用機会の増大など雇用の安定を図るため、在籍型出向による労働者のスキルアップや景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定と新たな人材の円滑な受け入れを支援する制度です。

※助成金の詳細につきましては、厚生労働省 HP「産業雇用安定助成金」をご確認ください。



詳細な情報は右から

スキルアップ支援コース

【対象となる事業主】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰後6か月間の各月の賃金を出向前と比較していずれも5%以上上昇させた出向元事業主及び出向を受け入れた出向先事業主

【助成内容】

出向元・出向先双方の事業主に対して、出向中の労働者の賃金の一部を助成します。

※企業グループ内出向は対象外です

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	<出向元事業主> 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担した額×助成率 <出向先事業主> 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率	
上限額	8,870 円/1 人 1 日当たり ※令和 7 年 8 月 1 日現在 (1 事業所 1 年度あたり 1,000 万円まで)	

産業連携人材確保等支援コース

【対象となる事業主】

独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の採択および交付決定を受けている事業主

【助成内容】

- ・対象労働者に支払った賃金の一部に相当する額として、一人当たり、中小企業は 250 万円（125 万円×2 期）、中小企業以外の場合は 180 万円（90 万円×2 期）を助成
- ・一事業所あたり 5 人分の支給が上限

※雇い入れから 6 か月を支給対象期の第 1 期、次の 6 か月を第 2 期として、6 か月ごとに 2 回に分けて支給します。

	中小企業	中小企業以外
助成額	250 万円/人 (125 万円×2 期)	180 万円/人 (90 万円×2 期)
助成対象期間	1 年	

- ・助成率は、大企業 1/2 中小企業 2/3
- ・教育訓練を実施した場合は、1 人 1 日あたり 1,200 円を加算します。